

発行者の決定事項等に関する通知要領

【振替新株予約権付社債の発行者】

2020年8月

第7版

株式会社証券保管振替機構

目次

第1 総説	3
1. 本通知要領について	3
2. 通知方法	3
3. 通知すべき時期	3
4. 通知の変更・訂正・取消し	3
5. Target ほふりサイトによる通知の責任	3
6. 障害発生時の取扱い	3
7. その他	3
第2 振替新株予約権付社債の発行者の通知事項	5
1. 募集新株予約権付社債の募集を決定した場合及びその他の事由による振替新株予約権付社債の発行を決定した場合	5
2. 取得条項付新株予約権付社債の全部取得	5
3. 取得条項付新株予約権付社債の一部取得	6
4. 買入消却	6
5. 合併、株式交換、株式移転又は会社分割による新株予約権付社債の承継 ..	6
6. 吸収合併	7
7. 新設合併	7
8. 吸収分割	8
9. 新設分割	9
10. 株式交換	9
11. 株式移転	10
12. 新株予約権付社債無償割当て	10
13. 社債権者集会の招集	11
14. 社債管理委託契約の変更	11
15. 財務代理人の設置又は変更	12
16. 決算期変更に伴う新株予約権行使における調整措置	12
17. 新株予約権付社債についての期限の利益の喪失	12
18. 新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否の確定	12
19. 新株予約権付社債に係る新株予約権の全部行使	13
20. 上場廃止の原因となる事実の発生	13

2 1. 償還すべき社債の金額について減額を行う場合	13
2 2. 地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込みを行った場合	14
2 3. 地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られなかった場合 ...	14
2 4. 地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された場合	14
2 5. 地域経済活性化支援機構による再生支援中に、法的整理手続きが開始された場合	14
2 6. 特定認証紛争解決手続きの申込みを行った場合	15
2 7. 特定認証紛争解決手続きの申込みが不受理となった場合	15
2 8. 特定認証紛争解決手続きが終了した場合	15

第1 総説

1. 本通知要領について

本通知要領では、振替新株予約権付社債の発行者の決定事項等に関する機構への通知事項や通知方法について説明しています。

2. 通知方法

振替新株予約権付社債の発行者の決定事項等の通知は、全て、Target ほふりサイトを用いて電磁的に行うこととなります。機構が定める所定の書式に通知内容を記載してPDF化し、当該PDFをTarget ほふりサイトから提出してください。

3. 通知すべき時期

(1) 適時開示等の対象となる通知事項

適時開示又は法定公告の対象となる通知事項については、振替新株予約権付社債の発行者の決議若しくは決定後に、適時開示又は法定公告を行った後、速やかに通知を行ってください。

(2) 適時開示等の対象とならない通知事項

適時開示又は法定公告の対象とならない通知事項については、振替新株予約権付社債の発行者の決議若しくは決定後、速やかに通知を行ってください。

4. 通知の変更・訂正・取消し

(1) 通知事項の変更又は訂正

機構に通知した事項について変更又は訂正を行った場合には、通知書式「通知事項の変更・訂正」(ST98-80)に、変更又は訂正の内容を記載して、速やかに通知を行ってください。

(2) 通知事項の取消し

機構に通知した事項の取消しを行った場合には、通知書式「通知事項の取消し」(ST98-81)に、取消しを行う旨を記載して、速やかに通知を行ってください。

5. Target ほふりサイトによる通知の責任

Target ほふりサイトにより通知する内容については、通知を行った振替新株予約権付社債の発行者の責任となります(Target ほふりサイトによる通知が遅延した場合及び通知された内容に誤りがあった場合等に生じる影響についての責任を含みます。)。Target IDの悪用等により、通知が不正に行われた場合であっても、機構は正当な通知として取り扱います。また、Target ほふりサイトによる通知を行わなかった場合に生じる影響についての責任についても、すべて振替新株予約権付社債の発行者が負うものとします。

6. 障害発生時の取扱い

通信回線又はTarget システムの障害により、Target ほふりサイトによる通知ができない場合には、障害復旧までの間、FAX 又は書面による一時的な通知が必要となります。一時的な通知の対象とした通知内容については、障害の復旧後、あらためてTarget ほふりサイトによる通知が必要です。

7. その他

(1) 加入者口座コードについて

合併等において合併の対価を交付しない振替新株予約権付社債を記録している口座を機構に対

し通知する場合等においては、「加入者口座コード」の機構への通知が必要となります。「加入者口座コード」とは、証券会社等の口座管理機関に口座を開設した場合に付与されることとなる、株式等振替制度において加入者の口座を特定するために機構が定める21桁のコードのことであり、口座管理機関コード（5桁）、顧客口所在コード（2桁）、及び加入者口座番号（14桁）から構成されます。加入者口座コードがわからない場合には、口座を開設する口座管理機関に御確認ください。

(2) 支払代理人等による銘柄情報の通知について

振替新株予約権付社債の発行者による決議又は決定の内容によっては、別途支払代理人等による機構への銘柄情報の通知の手続きが必要となる場合があります。本要領に記載されていないものも含めて、振替新株予約権付社債の内容に関する決議又は決定を行った場合には、支払代理人等と協議のうえ御対応ください。銘柄情報の通知の手続きの詳細は「株式等振替制度に係る業務処理要領」の第3章第2節を御覧ください。

第2 振替新株予約権付社債の発行者の通知事項

1. 募集新株予約権付社債の募集を決定した場合及びその他の事由による振替新株予約権付社債の発行を決定した場合

募集新株予約権付社債の募集を決定した場合（募集新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）及びその他の事由による振替新株予約権付社債の発行を決定した場合、所定の書式の提出が必要となります。

また、振替新株予約権付社債を初めて発行する場合には、振替新株予約権付社債の同意に係る手続きが必要となります。以下の記載要領を参照のうえ、御対応ください。

なお、発行決議日の2週間前までに機構に対し、事前相談が必要となります。

株式等振替制度参加手続きに係る提出書類及び記載要領＜新株予約権付社債用＞

http://www.jasdec.com/download/ds/kisaiyouryou_cb.pdf

2. 取得条項付新株予約権付社債の全部取得

取得条項付新株予約権付社債の内容として一定の事由が生じたことを条件に当該取得条項付新株予約権付社債を取得する定めがあり、その全部を取得する場合において、次の場合には、所定の書式の提出が必要となります。

（1）取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合

＜通知書式等＞

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
取得条項付新株予約権付社債の全部取得	ST98-60-01	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに（※1）	取得条項付新株予約権付社債の全部取得
公示情報（取得条項等）（※2）	ST98-19-01	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	取得条項付新株予約権付社債の全部取得
取得条項付新株予約権付社債の全部取得（数確定後）（※3）	ST98-60-02	取得の対価を交付しない新株予約権付社債の確定後、速やかに	取得条項付新株予約権付社債の全部取得

（※1）全部抹消日の前日が新株予約権付社債権者確定日となります。当該確定日（休業日の場合には、実質上の確定日）の前営業日から起算して7営業日前の17時までに提出してください。

（※2）取得の対価として機構が取扱いをする株式等（以下「振替株式等」といいます。）を発行する場合のみ提出が必要となります。

なお、取得の対価として振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を発行する場合には、提出いただく通知書式が異なるため、お問い合わせください。

（※3）取得の対価として振替株式等を発行する場合において、取得の対価を交付しない自己新株予約権付社債を保有する場合のみ提出が必要となります。

（2）取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でなく、取得の対価として振替株式等を発行する場合

＜通知書式等＞

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
取得条項付新株予約権付社債の全部取得	ST98-60-01	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	取得条項付新株予約権付社債の全部取得

3. 取得条項付新株予約権付社債の一部取得

取得条項付新株予約権付社債の内容として一定の事由が生じたことを条件にその一部を取得する定めがあり、当該取得条項付新株予約権付社債の一部を取得する場合（取得の対価として振替株式等を発行する場合のみ）には、以下の書式の提出が必要となります。

なお、取得条項付新株予約権付社債の一部取得後に自己新株予約権付社債の消却を行う場合には、別途手続きが必要となりますのでお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
取得条項付新株予約権付社債の一部取得	ST98-61	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	取得条項付新株予約権付社債の一部取得

4. 買入消却

新株予約権付社債の買入消却を決議した場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新株予約権付社債の買入消却	ST98-62	新株予約権付社債の買入消却が決議された後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	買入消却

5. 合併、株式交換、株式移転又は会社分割による新株予約権付社債の承継

合併等により新株予約権付社債を承継する場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、所定の書式の提出が必要となります。

a. 通知すべき者

- i. 合併等により新株予約権付社債を承継（抹消）する発行者
- ii. 合併等により承継後の新株予約権付社債を交付する発行者

(※) 新設合併、株式移転又は新設分割により承継後の新株予約権付社債を交付する発行者については、振替新株予約権付社債の同意に係る手続きが必要となります。

b. 通知書式等

- i. 合併等により新株予約権付社債を承継（抹消）する発行者

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
合併等による新株予約権付社債の承継（承継（抹消）会社）	ST98-63-01	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	合併等による新株予約権付社債の承継
公示情報	ST98-74	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	合併等による新株予約権付社債の承継

ii. 合併等により承継後の新株予約権付社債を交付する発行者

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
合併等による新株予約権付社債の承継（承継後交付会社）	ST98-63-02	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	合併等による新株予約権付社債の承継

6. 吸収合併

吸収合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合には、所定の書式の提出が必要となります。

a. 通知すべき者

- i. 吸収合併消滅会社
- ii. 吸収合併存続会社

b. 通知書式等

i. 吸収合併消滅会社の通知

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
吸収合併（吸収合併消滅会社の通知）	ST98-64-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する会社合併
公示情報	ST98-74	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する会社合併
吸収合併（吸収合併消滅会社の通知 株式数確定後）（※）	ST98-64-02	吸収合併の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する会社合併

（※）吸収合併の対価の割当てを受けない株式がある場合のみ提出が必要となります。

ii. 吸収合併存続会社の通知

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
吸収合併（吸収合併存続会社の通知）	ST98-64-03	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する会社合併

7. 新設合併

新設合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合には、以下の書式の提出が必要となります。

- a. 通知すべき者
新設合併消滅会社

(※) 新設合併設立会社は、振替新株予約権付社債の同意に係る手続きが必要となります。

- b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新設合併（新設合併消滅会社の通知）	ST98-65-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する会社合併
公示情報	ST98-74	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する会社合併
新設合併（新設合併消滅会社の通知 株式数確定後） (※)	ST98-65-02	新設合併の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する会社合併

(※) 新設合併の対価の割当てを受けない自己株式を保有する場合のみ提出が必要となります。

8. 吸収分割

吸収分割契約の内容を決定した場合において、次の場合には、所定の書式の提出が必要となります。

- (1) 吸収分割に際して吸収分割承継会社が交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合

- a. 通知すべき者

吸収分割承継会社（吸収分割に際して吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債を発行する場合のみ）

- b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
吸収分割（吸収分割承継会社の通知）	ST98-66-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を交付する会社分割

- (2) 吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を吸収分割会社株主に交付する場合

- a. 通知すべき者

吸収分割会社

- b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項

吸収分割（吸収分割会社の通知）	ST98-66-02	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を交付する会社分割
吸収分割（吸収分割会社の通知 株式数確定後）（※）	ST98-66-03	吸収分割の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権付社債を交付する会社分割

（※）吸収分割の対価の割当てを受けない自己株式を保有する場合のみ提出が必要となります。

9. 新設分割

新設分割契約の内容を決定した場合において、次の場合には、所定の書式の提出が必要となります。

（1）新設分割に際して交付する新設分割設立会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合

a. 通知すべき者
新設分割会社

（※）新設分割設立会社は、振替新株予約権付社債の同意に係る手続きが必要となります。

b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新設分割（新設分割会社の通知）	ST98-67-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を交付する会社分割

（2）新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合

a. 通知すべき者
新設分割会社

b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新設分割（新設分割会社の通知）	ST98-67-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を交付する会社分割
新設分割（新設分割会社の通知 株式数確定後）（※）	ST98-67-02	新設分割の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権付社債を交付する会社分割

（※）新設分割の対価の割当てを受けない自己株式を保有する場合のみ提出が必要となります。

10. 株式交換

株式交換の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合には、所定の書式の提出が必要となります。

- a. 通知すべき者
 - i. 株式交換完全子会社
 - ii. 株式交換完全親会社

- b. 通知書式等
 - i. 株式交換完全子会社

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
株式交換（株式交換完全子会社の通知）	ST98-68-01	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する株式交換
公示情報	ST98-74	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する株式交換
株式交換（株式交換完全子会社の通知 株式数確定後）（※）	ST98-68-02	株式交換の対価の割当てを受けない株式数確定後、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する株式交換

（※）株式交換の対価の割当てを受けない株式がある場合のみ提出が必要となります。

- ii. 株式交換完全親会社の通知

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
株式交換（株式交換完全親会社の通知）	ST98-68-03	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する株式交換

1 1. 株式移転

株式移転の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合には、以下の通知書式の提出が必要となります。

- a. 通知すべき者
 - 株式移転完全子会社

（※）株式移転完全親会社は、振替新株予約権付社債の同意に係る手続きが必要となります。

- b. 通知書式等

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
株式移転（株式移転完全子会社の通知）	ST98-69	決定後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する株式移転
公示情報	ST98-74	決議後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	振替新株予約権付社債を発行する株式移転

1 2. 新株予約権付社債無償割当て

新株予約権付社債無償割当てを決議した場合（発行する新株予約権付社債が振替新株予約権

付社債である場合に限る。)には、以下の書式の提出が必要になります。

また、振替新株予約権付社債を初めて発行する場合には、振替新株予約権付社債の同意に係る手続きが必要となります。

なお、発行決議日の2週間前までに機構に対し、事前相談が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新株予約権付社債無償割当て(※1)	ST98-70-01	決議後(適時開示を行う場合にはその後)、速やかに	新株予約権付社債無償割当て
総株主通知等請求書(会社法第277条に基づく新株予約の無償割当て等用)(※2)	ST80-06	決議後(適時開示を行う場合にはその後)、速やかに(※3)	その他(※4)
公示情報	ST98-74	決議後(適時開示を行う場合にはその後)、速やかに	新株予約権付社債無償割当て
新株予約権付社債無償割当て(株式数確定後)(※5)	ST98-70-03	割当ての対象とならない株式数確定後、速やかに	新株予約権付社債無償割当て

(※1) 株券喪失登録がある場合には、通知書式「新株予約権付社債無償割当て(喪失登録)」(ST98-70-02)を提出してください。

(※2) 会社法第124条による基準日の設定を行う場合には、提出は不要となります。

(※3) 株主確定日(休業日の場合には、実質上の株主確定日)の前営業日から起算して7営業日前の17時までに提出してください。

(※4) 「その他」を選択のうえ、その他通知事項欄に「総株主通知等請求書(会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て等用)」と入力してください。

(※5) 割当ての対象とならない株式を保有する場合のみ提出が必要となります。

1.3. 社債権者集会の招集

社債権者集会の招集を決定した場合(新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。)には、以下の通知書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
社債権者集会招集	ST98-71	発行者が社債権者集会の招集を決定する場合には、決定後速やかに、社債管理者又は社債権者が社債権者集会を召集する場合には、発行者が社債権者集会の招集を知った後速やかに	社債権者集会の招集

1.4. 社債管理委託契約の変更

社債管理委託契約の変更を決定した場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
社債管理委託契約変更	ST98-72	決定後、速やかに	社債管理委託契約の変更

1 5. 財務代理人の設置又は変更

財務代理人の設置又は変更を決定した場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
財務代理人の設置又は変更	ST98-73	決定後、速やかに	財務代理人の設置又は変更

1 6. 決算期変更に伴う新株予約権行使における調整措置

決算期変更に伴う調整措置を決定した場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	決定後、速やかに	決算期変更に伴う調整措置

1 7. 新株予約権付社債についての期限の利益の喪失

新株予約権付社債について期限の利益を喪失した場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	期限の利益の喪失後、速やかに	期限の利益の喪失

1 8. 新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否の確定

新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否が確定

した場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否の確定	ST98-75	条件の成否の確定後、速やかに	社債権者又は発行者の権利行使にかかる条件の成否の確定

19. 新株予約権付社債に係る新株予約権の全部行使

新株予約権付社債に係る新株予約権の全部が行使された場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
新株予約権付社債に係る新株予約権全部行使	ST98-76	新株予約権の全部が行使された後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	新株予約権の全部の行使

20. 上場廃止の原因となる事実の発生

金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が発生した場合には、以下の通知書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
開示資料（※）	-	上場廃止の原因となる事実の発生後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	上場廃止等の原因となる事実の発生

（※）上場廃止の原因となる事実の発生については、通知書式はありません。

21. 償還すべき社債の金額について減額を行う場合

社債権者集会における振替新株予約権付社債の償還すべき社債の金額の減額に係る決議が裁判所において認可された場合には、以下の通知書式の提出が必要となります。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
償還すべき社債の金額の減額	ST98-82	社債権者集会における振替新株予約権付社債の償還すべき社	その他

		債の金額の減額に係る決議が裁判所において認可された後（適時開示を行う場合にはその後）、速やかに	
--	--	---	--

2 2. 地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込みを行った場合

地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込みを行った場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	再生支援の申込み後、速やかに	その他

2 3. 地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られなかった場合

地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られなかった場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	再生支援の決定を得られないことが確定後、速やかに	その他

2 4. 地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された場合

地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	再生支援の決定が撤回された後、速やかに	その他

2 5. 地域経済活性化支援機構による再生支援中に、法的整理手続きが開始された場合

地域経済活性化支援機構による再生支援中に、法的整理手続きが開始された場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	法的整理手続きの開始後、速やかに	その他

26. 特定認証紛争解決手続きの申込みを行った場合

特定認証紛争解決手続きの申込みを行った場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	手続きの申込み後、速やかに	その他

27. 特定認証紛争解決手続きの申込みが不受理となった場合

特定認証紛争解決手続きの申込みが不受理となった場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	手続きの申込みが不受理となった後、速やかに	その他

28. 特定認証紛争解決手続きが終了した場合（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第20条に規定する事業再生計画案の決議により特定認証紛争手続きが終了した場合を除く。）

特定認証紛争解決手続きが終了した場合（新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）には、以下の通知書式の提出が必要となります。記載内容についてはお問い合わせください。

<通知書式等>

通知書式	書式番号	提出時期	Target ほふりサイトで選択する通知事項
その他	ST98-79	手続きが終了した後、速やかに	その他